

PayPay投信バランスライト

追加型投信／内外／資産複合



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 | ファンドの運用の指図を行なう者

PayPay アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第387号

設立年月日：2004年5月12日

資本金：195百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,935億円
(資本金・純資産総額は、2024年6月末日現在)

委託会社の照会先

照会ダイヤル：0120-580446 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ：<https://www.paypay-am.co.jp>

受託会社 | ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

みずほ信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|---|------|-----------------|----------------------|------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)資産 配分固定型)) | 年2回 | グローバル (日本含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | 為替ヘッジ あり (フルヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行なう「PayPay投信バランスライト」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月9日に関東財務局長に提出しており、2024年8月10日にその届出の効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

|| ファンドの目的

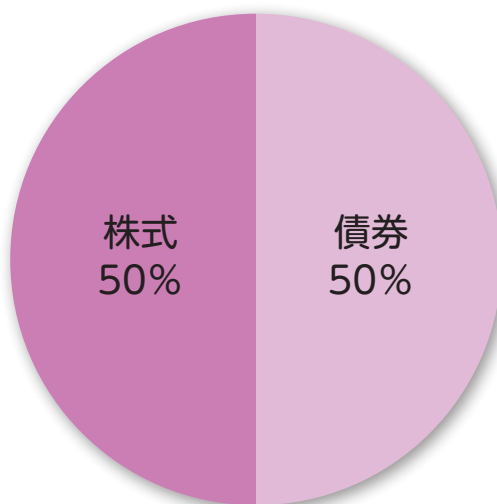
この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

|| ファンドの特色

1. 世界各国の株式、債券に投資を行ないます。

- 主として、インデックス型の投資信託証券に投資を行ない、実質的に世界各国の株式、債券に投資を行ないます。資産配分は、信託財産の純資産総額に対し株式50%、債券50%を目安とします。
なお、債券については、米ドル建てを除く世界の債券、米国の債券に投資を行ないます。
- 投資信託証券の選定等は、運用実績(インデックスのパフォーマンスの安定性や投資信託証券のインデックスへの連動性等をいいます。以下、「ファンドの特色」において同じ。)等を勘案した上で行ないます。

《資産配分の目安》



※資産配分の目安は今後変更となる場合があります。

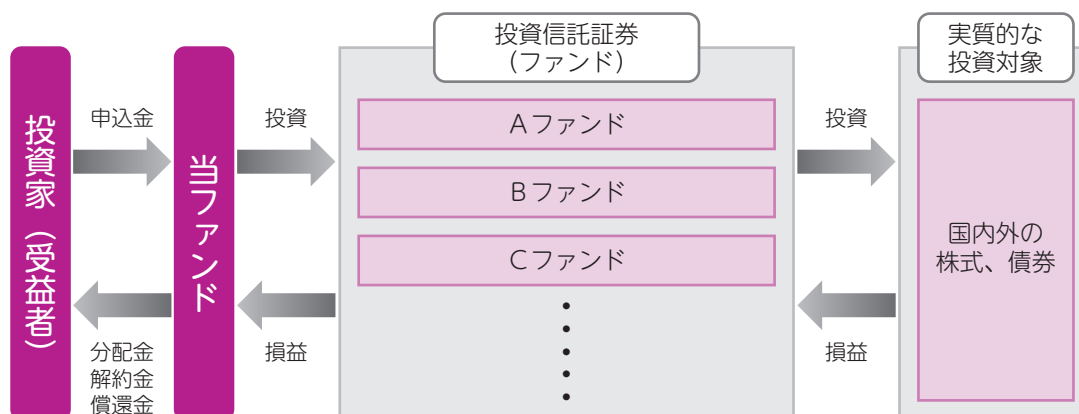
◇インデックス型の投資信託証券とは、各種指数(インデックス)に連動する運用成果を目指す投資信託証券をいい、当ファンドにおいては、追加的記載事項に定める投資信託証券に限るものとします。なお、追加的記載事項に定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

1. ファンドの目的・特色

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とする投資信託をいいます。
当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券に投資を行ないます。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

●外貨建資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替予約取引等を用いて為替ヘッジを行ないません。ただし、為替ヘッジのため売建てた通貨と投資信託証券を通じて実質的に組入れる資産の通貨が異なる場合等は、為替相場の変動の影響を受けることとなります。

|| 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

|| 分配方針

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

| | |
|--------------------|---|
| 株価変動リスク | 一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。 |
| 金利変動(公社債等の価格変動)リスク | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。また、資産担保証券の価格は、元本の一部の期限前償還の影響等を受け変動することがあります。資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利低下局面では低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前返済の増加に伴い、資産担保証券の元本の一部の期限前償還も増加することが考えられます。 |
| 流動性リスク | 市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。 |
| 信用リスク | 株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。 |
| 為替リスク | 当ファンドにおいては、外貨建資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替予約取引等を用いて為替ヘッジを行ないませんが、想定したほどヘッジ効果があがらない場合があり、基準価額に影響を及ぼすことがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額に影響を及ぼす場合があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

2. 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2. 投資リスク

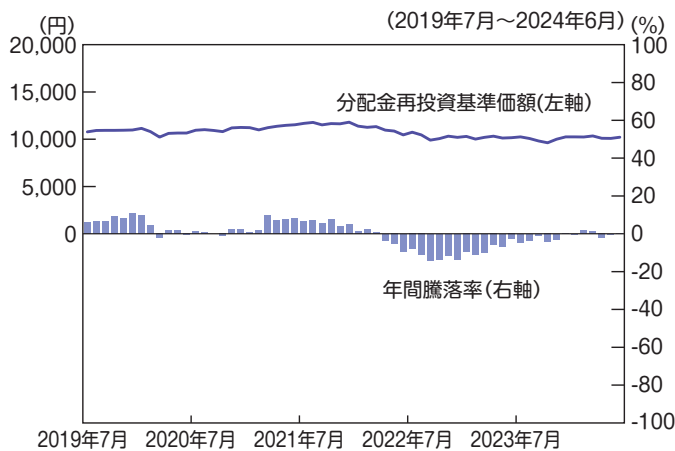
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

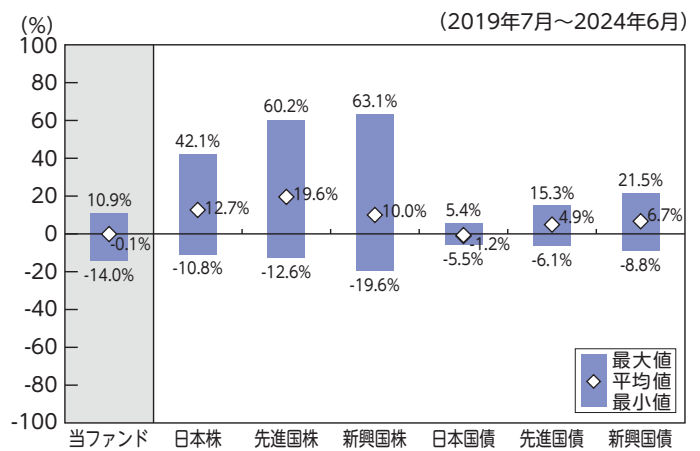
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

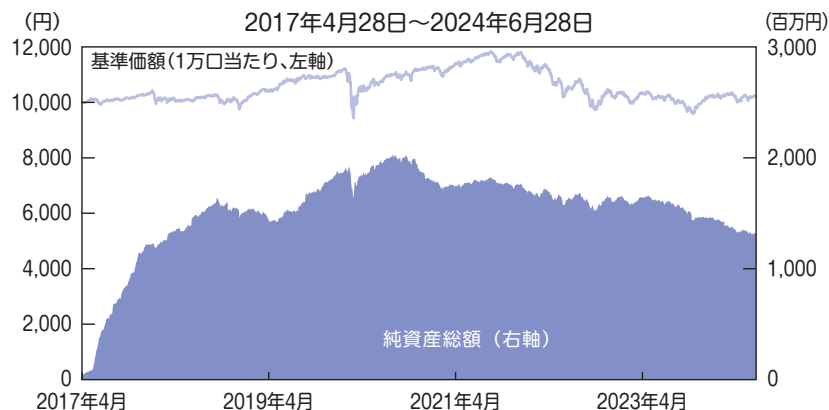
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

| 指数 | 帰属 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 東証株価指数 | 株式会社東京証券取引所 |
| MSCIコクサイ・インデックス | MSCI Inc. |
| MSCIエマージング・マーケット・インデックス | MSCI Inc. |
| NOMURA-BPI国債 | 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 |
| FTSE世界国債インデックス | FTSE Fixed Income LLC |
| JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | J.P.Morgan Securities LLC |

3. 運用実績

データは2024年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|-------------------|-----|
| 第10期(2022年5月10日) | 0円 |
| 第11期(2022年11月10日) | 0円 |
| 第12期(2023年5月10日) | 0円 |
| 第13期(2023年11月10日) | 0円 |
| 第14期(2024年5月10日) | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

≪基準価額・純資産総額≫

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 10,207円 |
| 純資産総額 | 1,317百万円 |

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

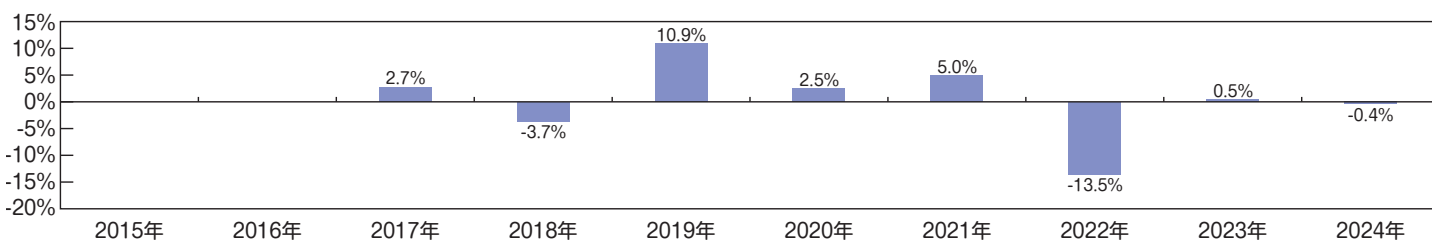
| 資産の種類 | 比率(%) |
|---------------------|-------|
| 投資信託受益証券 | 50.9 |
| 投資証券 | 50.1 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | △1.0 |
| 合計(純資産総額) | 100.0 |

◆組入銘柄の状況

| | 銘柄名 | 国・地域 | 比率(%) |
|----|-------------------------------------|------|-------|
| 1 | iShares MSCIグローバルミニムボラティリティファクターETF | アメリカ | 50.1 |
| 2 | バンガード・トータルボンドマーケットETF | アメリカ | 25.5 |
| 3 | バンガード・トータルインターナショナルボンドETF | アメリカ | 25.4 |
| 4 | — | — | — |
| 5 | — | — | — |
| 6 | — | — | — |
| 7 | — | — | — |
| 8 | — | — | — |
| 9 | — | — | — |
| 10 | — | — | — |

※比率は、純資産総額に対する割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2017年は設定日(2017年4月28日)から年末までの騰落率、2024年は2024年6月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 換金代金は、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時*までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 ※2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 |
| 購入の申込期間 | 2024年8月10日から2025年8月8日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込不可日 | 購入・換金の申込日が以下の日と同日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限です(2017年4月28日当初設定)。 |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 原則として、毎年5月10日および11月10日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。 |
| 収益分配 | 原則として、年2回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額は、1兆円とします。 |
| 公 告 | 委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

| ■投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|-----|--------|------|-------------|----------|------|-------------|---|------|-------------|-------------------------|---------------|-----------|---------------------------------|--------|-----------------------|--|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年0.539% (税抜年0.49%) の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分等については次のとおりです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分等</th> <th>役務の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.21% (税抜)</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.25% (税抜)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03% (税抜)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>年0.125%程度</td> <td>投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td>年0.664%程度 (税込)</td> <td>信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。</td> </tr> </tbody> </table> | | 配分等 | 役務の内容等 | 委託会社 | 年0.21% (税抜) | 資金の運用の対価 | 販売会社 | 年0.25% (税抜) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% (税抜) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | 投資対象とする投資信託証券 | 年0.125%程度 | 投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。 | 実質的な負担 | 年0.664%程度 (税込) | 信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。 |
| | | 配分等 | 役務の内容等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 年0.21% (税抜) | 資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年0.25% (税抜) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年0.03% (税抜) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | 年0.125%程度 | 投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | 年0.664%程度 (税込) | 信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | ①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税。 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4. 手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 0.82% | 0.53% | 0.29% |

※対象期間は2023年11月11日～2024年5月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資対象とする投資信託証券にかかる費用が含まれています。

※投資対象とする投資信託証券において、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資対象とする投資信託証券の費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5. 追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券について

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次の通りです。各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

1. iShares MSCIグローバルミニマムボラティリティファクター・ETF

| | |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 世界各国の企業の株式への投資を通じて、MSCI All Country Worldミニマムボラティリティインデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。 |
| 運用会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ |

2. バンガード・トータルインターナショナルボンド・ETF

| | |
|---------|---|
| 運用の基本方針 | 米ドル建てを除く世界の国債、政府機関債、社債等への投資を通じて、ブルームバーグ・グローバルアグリゲイト(米ドル建てを除く)・フロートアジャステッドインデックス(米ドルヘッジ)に連動する投資成果を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 米ドル建てを除く世界の国債、政府機関債、社債等を主要投資対象とします。 |
| 運用会社 | ザ・バンガード・グループ・インク |

3. バンガード・トータルボンドマーケット・ETF

| | |
|---------|--|
| 運用の基本方針 | 米国の国債、社債、資産担保証券等への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S. アグリゲイト・フロートアジャステッドインデックスに連動する投資成果を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 米国の国債、社債、資産担保証券等を主要投資対象とします。 |
| 運用会社 | ザ・バンガード・グループ・インク |

【運用会社について】

- ・ブラックロック・ファンド・アドバイザーズが属するブラックロック(ブラックロック・インクおよびグループ会社の総称です。)は、10.5兆米ドル(2024年3月末日現在)の運用資産額を有する世界最大の独立系資産運用グループです。
- ・ザ・バンガード・グループ・インクは、9.3兆米ドル(2024年5月末日現在)の運用資産額を有する世界最大級の資産運用会社です。